

平成30年12月12日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成30年12月12日(水曜日)午前10時00分開会

出席委員(6名)

鎌田礼二委員長

山本進副委員長

小野幸男委員

今野恭一委員

香取嗣雄委員

曾我ミヨ委員

出席議長団(1名)

伊藤博章副議長

欠席委員(なし)

説明のために出席した職員

市長	佐藤昭	副市長	内形繁夫
市民総務部長 兼政策調整監	小山浩幸	市民総務部次長 兼総務課長	川村淳
市民総務部 財政課長	末永量太	市民総務部 税務課長	武田光由
建設部 下水道課長	関陽一	教育委員会 教育長	高橋睦麿
教育委員会 教育部長	阿部光浩	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本田幹枝
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊藤英史	選挙管理委員会 事務局長	相澤勝

事務局出席職員氏名

事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
事務局次長 兼議事調査係長	鈴木忠一
議事調査係主査	片山太郎
議事調査係主査	片山太郎

会議に付した事件

議案第65号 塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例

議案第67号 塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

議案第69号 平成30年度塩竈市一般会計補正予算

議案第76号 工事請負契約の締結について

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」

・契約事務について

午前10時00分 開会

○鎌田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の審査の議題は、議案第65号「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」、議案第67号「塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」、議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第76号「工事請負契約の締結について」並びに調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についての5件であります。

これより議事に入ります。

議案第65号、第67号、第69号、第76号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 おはようございます。

総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして一言御礼を申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例外3件であります。各号議案につきましては、この後、それぞれ担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくお聞き取りの上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 では、議案第65号「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

資料番号2、市議会定例会議案の1ページ、また資料番号5、市議会定例会議案資料の1ページ、2ページが該当となります。主に資料番号5の議案資料2ページでございます。こちらでご説明させていただきます。

本市では、復興産業集積区域、いわゆる復興特区内において対象施設等を新設または増設した事業者への固定資産税の課税免除を行っております。現在は対象固定資産の取得期限が来年の3月31日までとなっております。今回、この取得期限を延長しようとするものでございます。

1の課税免除の内容でございます。改正後は、復興特区内において平成32年3月31日までの間に、市の指定を受けた事業者が取得した家屋、償却資産及び当該家屋の敷地である土地に

対して新たに固定資産税が課されることになった年度以降5年間、固定資産税の課税を免除することになり、取得期限が1年間延長されることとなります。

課税免除の適用例でございますけれども、中段の図をごらんください。

現行では、平成31年3月31日に対象固定資産を取得いたしますと、翌平成32年度から課税となる固定資産税が平成36年度分まで5年間、課税免除となります。しかしながら、1日違いの平成31年4月1日に取得の場合ですと免除の対象とならず、翌平成32年度から通常の課税となります。

矢印の下の改正後でございますけれども、平成31年4月1日に対象固定資産を取得した場合でも、3月31日に取得と同様に平成32年度から課税となる固定資産税が平成36年度分までの5年間、課税免除となります。

平成32年3月31日に対象固定資産を取得した場合は、翌年度の平成33年度からの課税となる固定資産税が平成37年度まで5年間、課税免除となりますが、1日違いの4月1日に取得の場合ですと免除の対象とならず、翌平成33年度から通常の課税となります。

2の対象区域であります。民間投資促進特区、いわゆるものづくり特区と千賀の浦観光推進特区、いわゆる観光特区内の区域となります。

3の対象者であります。さきに申し上げましたとおり平成32年3月31日までの間に市の指定を受け対象施設等を新設または増設した事業者となります。

4のこれまでの実績でございます。平成24年度から認定開始となっておりますので、適用の課税免除は平成25年度分からの固定資産税となります。全件がいわゆる民間投資促進区域内の物件でありまして、表中の括弧がない数字が延べ事業者数・免除額で、括弧内の数字が新規の事業者数・免除額です。平成25年度に5件、584万7,000円の免除を行ったのを皮切りに、平成29年度分までの5年間に延べ113件、実数で38事業者に対しまして、合計4億4,639万5,000円の課税免除を行っているところでございます。

なお、本資料の1ページに改正条例の新旧対照表が、資料番号2の1ページに改正条例案がそれぞれ掲載されておりますが、改正部分は日付のみとなっております。

議案第65号につきましては以上となります。ご審査のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○鎌田委員長 相澤選挙管理委員会事務局長。

○相澤選挙管理委員会事務局長 それでは、私から議案第67号「塩竈市議会議員及び塩竈市長の

選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」につきましてご説明させていただきます。

資料番号 2、平成30年第 4 回塩竈市議会定例会議案及び資料番号 5、第 4 回市議会定例会議案資料をご用意願います。

初めに、資料番号 2 の定例会議案 7 ページをお開き願います。

議案第67号「塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」案でございますが、提案理由にございますように、塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等に関する選挙公営の導入等を行うため、新たな条例を制定しようとするものでございます。

申しわけございません、続きまして条例制定の概要、こちらをご説明させていただきますので、資料番号 5 の議案資料 7 ページをお開き願います。

1 の概要についてでございますが、本市では、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成及び選挙運動用ビラの作成、市長の選挙に限りますが、これにかかります費用について公費負担を行っておりますが、公職選挙法施行令の一部改正におきまして公費負担の単価が改正されましたので、同令に準じて単価を規定するとともに、公職選挙法の一部改正により市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成についても公費負担が可能となりましたので条例で規定するものでございます。

また、今回、これまで本市が認めてございました選挙運動用自動車の使用に係る公費負担についてもあわせて規定し導入することによりまして、若者の政治への関心の高まりも期待される中、立候補する人の負担を減らしまして最も身近な地方政治に参加しやすい環境を整えるというものでございます。

2 の制定等の内容についてでございます。

(1) の公費負担の単価についてでございます。

①の選挙運動用自動車の使用の単価でございます。新たに導入するものでございますが、単価につきましては、国に準じまして公職選挙法施行令と同額の単価とするものでございます。一般運送契約の場合でございますが、自動車、燃料費及び運転手を一緒に契約する方法をハイヤー方式と呼びますが、この場合、6万4,500円が1日当たりの公費負担の限度額となるものでございます。一般運送契約以外の契約の場合でございますが、こちら自動車、燃料費及び運転手を別々に契約する方法をレンタカー方式といいますが、自動車借り入れ1万5,800円、燃料費7,560円、運転手1万2,500円が1日当たりの公費負担の限度額となるものでございま

す。

②の選挙運動用ビラの作成の単価を改正するものでございますが、作成単価につきましては、平成26年4月施行の消費税5%から8%を反映いたしました公職選挙法の施行令と同額の単価とするものでございます。作成単価1枚当たり7円30銭から7円51銭に改正するものでございます。

続きまして、③の選挙運動用ポスターの作成の単価を改正するものでございます。こちらにつきましても、印刷費につきましてはビラと同様に消費税を反映した公職選挙法施行令の額と同額の単価とするものでございます。また、企画費でございますが、こちらポスター作成業者によりますポスター印刷前の下準備等の作業料でございますが、こちら消費税を反映した単価とするものでございます。印刷費につきましては、1枚当たり501円99銭から525円6銭、企画費につきましては16万7,890円から17万2,680円に改正するものでございます。

(2)の公費負担の限度額、候補者1人当たりについてでございますが、①の選挙運動用自動車の使用の場合、②の選挙運動用ビラの作成の場合、③の選挙運動用ポスターの作成の場合につきましては、資料記載のとおりでございます。

続きまして、同じ資料の8ページをごらんいただきたいと思います。

(3)につきましては、公費負担の適用を受けようとする候補者の届け出及び支払い方法について条例に規定するものでございます。

(4)の条例の廃止についてでございますが、新たに今回、条例制定に伴いまして現行の2つの公費負担の条例を廃止するものでございます。

3の施行日についてでございます。こちら市議会議員の選挙のビラの頒布解禁に伴います公職選挙法の一部を改正する法律の施行日に合わせまして平成31年3月1日から施行するものでございます。

続きまして、条例案についてご説明させていただきますので、たびたび申しわけございませんが、資料番号2の定例会議案4ページ、5ページをお願いいたします。

第1条でございますが、この条例の趣旨を規定しているものでございます。

第2条は選挙運動用自動車の使用の公費負担の限度額と費用の一部を公費負担することについて、第3条は選挙運動用自動車の使用の公費負担を受けようとする候補者の選挙管理委員会への届け出について、第4条は選挙運動用自動車の使用の市の公費の支払いについて、それぞれ規定しているものでございます。

続きまして、資料5ページの下段をごらんいただきたいと思います。

第5条でございますが、選挙運動用自動車の使用の契約の指定についてでございます。同一の日に一般運送契約と一般運送契約以外の契約とをいずれも締結しているときは、候補者が指定するいずれかの契約に対して適用することを規定しているものでございます。

第6条でございますが、こちら選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額と費用の一部を公費負担することについて規定しているものでございます。

続きまして、同じ資料の6ページ、7ページをごらんください。

第7条は選挙運動用ビラの作成の公費負担を受けようとする候補者の選挙管理委員会への届け出について、第8条は選挙運動用ビラの作成の市の公費の支払いについて、それぞれ規定しているものでございます。

第9条は選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額と費用の一部を公費負担することについて、第10条は選挙運動用ポスターの作成の公費負担を受けようとする候補者の選挙管理委員会への届け出について、第11条は選挙運動用ポスターの市の公費の支払いについて、それぞれ規定しているものでございます。

続きまして、資料7ページをごらんいただきたいと思います。

第12条は、この条例に規定するほかは委員会への委任を規定しているものでございます。

附則の第1項でございますが、この条例の施行期日を規定しているものでございます。

附則第2項及び第3項につきましては、現行の2つの公費負担の条例を今回提案の条例1つに統合いたしますことから、2つの条例を廃止しようとするものでございます。

以上が議案第67号「塩竈市議会議員及び塩竈市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」についての説明となります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 川村総務課長

○川村市民総務部次長兼総務課長 私からは、議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」のうち、総務課所管に係る内容につきましてご説明させていただきます。

説明の都合上、初めに補正予算に係る3件の事業概要についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料番号5番、定例会議案資料の24ページをお開き願います。

初めに、通行権確認等調停事件に係る弁護士費用についてでございます。

1の概要でございますけれども、本件は平成29年3月15日に仙台簡易裁判所に調停の申し立てがなされ、本年10月3日に調停が成立した民事調停事件について、本市代理人として事件

に対応いただきました顧問弁護士に対するいわゆる成功報酬としての弁護士費用を支払うために補正予算を計上いたしましたものでございます。

2の調停の概要につきましては、今定例会初日に専決第16号の和解についてご報告をさせていただきますとおりでございます。

3の弁護士費用につきましては、現在は弁護士と依頼者間の契約で任意に定めることとされておりますが、本市顧問弁護士におきましては、平成16年3月まで使用されておりました日本弁護士連合会等の定める報酬規定に準じて算定されているものでございます。

4の報酬金についてでございます。今回の調停事件につきましては、民事訴訟費用等に関する法律に基づき、訴額が算定困難な場合は160万円とみなされるものでございますが、この場合、旧報酬規定においては、経済的利益は800万円と見て下記の計算式において報酬金を算定しているものでございます。報酬金は70%の顧問減額、また今回の事件規模に応じた2分の1に減額の措置がなされ、消費税込みで36万7,200円となるものでございます。

5の事業費及び財源内訳につきましては、事業費といたしまして36万8,000円を計上し、一般財源において措置しようとするものでございます。

続きまして、東日本大震災塩竈市追悼式についてご説明申し上げます。

同じ資料の25ページをごらんいただきたいと思っております。

1の概要でございますが、本件は、東日本大震災で犠牲になられた市民の方々を追悼するため、来年3月に追悼式を開催しようとするものでございます。

2の追悼式の開催概要につきましては、(1)日時は平成31年3月11日月曜日14時半から、(2)場所といたしまして塩釜ガス体育館第一競技場、(3)形式等は無宗教、献花方式によりとり行うものでございます。なお、昨年同様に千賀の浦緑地内のモニュメント前に献花台を設置し、一般献花を受け付ける予定でございます。

(4)の出席者につきましては、①記載のご遺族を初め④までの皆様に案内状を送付し広報等でご案内を申し上げ、約700名の出席を予定するものでございます。

3の事業費及び財源内訳につきましては、事業費は476万7,000円、その財源といたしましてふるさとしおがま復興基金からの繰入金により全額措置しようとするものでございます。

4の今後のスケジュールでございますけれども、本補正予算をお認めいただけました後、1月には来賓出席者等を固め、2月に出席案内等を送付、あわせて広報、ホームページで広く周知を行いながら、3月11日の開催に向けまして準備を進めてまいりたいと考えてござい

す。

続きまして、平成30年北海道胆振東部地震に係る北海道むかわ町への職員派遣についてご説明申し上げます。

同じ資料の38ページをお開きいただければと思います。

1の概要でございますが、本件は、平成30年9月6日に発生いたしました北海道胆振東部地震で甚大な被害を受けました被災自治体に対しまして、全国知事会からの派遣要請を踏まえ、宮城県の対口支援先でありますむかわ町に職員を派遣いたしましたので、旅費等の必要経費について補正予算を計上するものでございます。

2の支援内容でございますけれども、具体的には現地での罹災証明に係る家屋等の現地調査員として経験を有する職員の派遣要請があったことから、熊本地震の際に調査に従事した2名の職員を9月26日から10月2日までの7日間、派遣いたしましたものでございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、派遣が緊急を要したため、既存予算の中で措置させていただいたところでございますが、今回、改めて必要経費として事業費36万8,000円を計上させていただいたものでございます。財源といたしましては一般財源となりますが、そのうち80%が特別交付税として措置されるものでございます。

続きまして、本補正予算の内容についてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案資料番号4番、一般会計補正予算説明書の9ページ、10ページをお開き願います。

今回、補正をお願いいたします歳出予算といたしましては、第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費第8節報償費におきまして、民事調停事件に係る弁護士謝金として36万8,000円を計上いたしてございます。同じく第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費におきまして、東日本大震災追悼式開催費として第8節報償費で式典の手話通訳、追悼演奏者等への謝金として42万6,000円を、第11節需用費で消耗品等の開催経費として20万8,000円を、第13節委託料で祭壇設置等に係る委託料として395万3,000円を、第14節使用料及び賃借料で塩釜ガス体育館の会場使用料として18万円、合計で437万8,000円を計上いたしております。

続きまして、同じ資料の17ページ、18ページをお開き願います。

第9款消防費第1項消防費第3目防災費におきまして、防災対策事業としてむかわ町への職員派遣に係る経費を計上いたしております。内訳といたしましては、第3節職員手当等とし

て12万円、第9節旅費で24万5,000円、第12節役務費で3,000円、合計で36万8,000円を計上いたしてございます。

続きまして、これらの事業費に対します歳入予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、同じ資料3ページ、4ページをごらんいただければと思います。

第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税第1節地方交付税におきまして、説明欄の一番上に記載のとおり、先ほどご説明申し上げましたむかわ町への職員派遣に係る事業費36万8,000円の80%に相当します特別交付税として29万4,000円を計上するものでございます。

恐れ入ります、次のページ、5ページ、6ページをお開き願います。

第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金第1節ふるさとしおがま復興基金繰入金におきまして、説明欄の一番上に記載のとおり、先ほどご説明申し上げました東日本大震災追悼式開催費、歳出予算同額の476万7,000円を計上いたしたものでございます。

総務課に係る補正予算につきましては以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、同じく平成30年度一般会計補正予算につきまして、教育総務課所管につきまして2件ご説明申し上げます。

資料番号4、平成30年度塩竈市一般会計補正予算説明書及び資料番号5、第4回市議会定例会議案資料、それぞれご説明申し上げますのでご用意願います。

それでは、初めに資料番号5の23ページをお開きください。

初めに、学校施設の空調整備についてでございます。

概要でございますが、国の平成30年度補正予算、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用し、学校施設における空調設備の早期整備に取り組もうとするものでございます。

2の空調設備設置予定箇所といたしましては、下記の表のとおり市内小中学校の普通教室合計155カ所、その他の教室41カ所の合計196カ所に空調設備を設置しようとするものでございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、全体事業費3億7,768万9,000円とし、うち国の交付金1億1,263万2,000円、地方債2億6,490万円、一般財源15万7,000円を充てようとするも

のでございます。下段表には小中学校ごとに事業費を記載してございます。小学校空調整備事業費につきましては、実施設計業務委託に1,324万2,000円、工事費2億1,909万2,000円、合わせて事業費2億3,233万4,000円としてございます。中学校空調整備事業費につきましては、実施設計業務委託853万7,000円、工事費1億3,681万8,000円、合わせて1億4,535万5,000円の合計3億7,768万9,000円としてございます。

今後のスケジュールですが、補正予算をお認めいただけましたら設計起工を進めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料番号4、平成30年度一般会計補正予算説明書19ページ、20ページを左からごらんいただきたいと存じます。資料番号4に変わります。

本事業に係ります歳出でございますが、まず第10款教育費第2項小学校費第1目学校管理費の補正額としまして2億3,233万4,000円でございます。補正額の財源内訳ですが、国庫支出金6,936万2,000円、地方債1億6,290万円、一般財源7万2,000円でございます。うち、第13節委託料に1,324万2,000円、第15節工事請負費に2億1,909万2,000円を小学校空調整備のためにそれぞれの実設計委託料、施設設備工事として計上するものでございます。

さらにまいりまして、第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費の補正額につきまして、1億4,535万5,000円でございます。補正額の財源内訳ですが、同じように国庫支出金4,327万円、地方債1億200万円、一般財源8万5,000円でございます。そのうち、第13節委託料に853万7,000円、第15節工事請負費に1億3,681万8,000円を、中学校空調整備のためにそれぞれ実施設計委託料、施設整備工事として計上しようとするものでございます。

次に、これら事業に充てられます歳入でございますが、同じ資料の3ページ、4ページ中段をごらんください。

第14款国庫支出金第2項国庫補助金第5目教育費国庫補助金といたしまして、第1節小学校費補助金6,936万2,000円並びに第2節中学校費補助金4,327万円を、いずれもブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金として計上しようとするものでございます。

続きまして、同資料の7ページ、8ページをごらんください。

こちら市債でございます。第21款市債第1項市債第5目教育債第1節小学校債1億6,290万円並びに2節中学校債に1億200万円を、それぞれ小学校空調整備事業、中学校空調整備事業に計上しようとするものでございます。

続いて、恐れ入りますが、資料番号5にお戻りいただきまして40ページをごらんください。

こちらは学校給食の調理業務の一部委託の拡大についてご説明申し上げます。

1の概要でございますが、学校給食調理業務につきましては、塩竈市の行財政改革推進計画及び塩竈市アウトソーシング基本方針に基づきまして、行政運営の効率化を図るとともに、安全で良質な学校給食を安定的に供給するため一部委託を進めており、平成31年度から第三中学校の学校給食調理業務の一部委託を実施しようとするものでございます。

2の対象校ですが、第三中学校の1日250食を年間の給食日数175日を見込んでございます。

3の業務委託の内容でございますが、第一中学校、第二中学校及び玉川中学校同様に下記のとおり調理作業、配膳作業、洗浄清掃作業を業務委託いたそうとするものでございます。なお、献立作成、栄養管理、食材発注等は従来どおり栄養士、栄養教諭が行います。

4の業務委託期間ですが、平成31年度から平成33年度の3カ年でございます。

この事業費及び財源内訳でございますが、債務負担行為限度額の設定につきましては、3カ年で一般財源3,337万8,000円としてございます。

スケジュールでございますが、補正予算をお認めいただきましたらば、年が明けまして1月には委託事業者を決定し、保護者説明会を行いたいと存じます。

業務につきましては、3月に事業者を引き継ぎまして研修を行い、新年度4月から委託開始とさせていただきますと存じます。

続きまして、資料番号4、補正予算説明書の25ページをごらんください。

債務負担行為でございますが、そちらの債務負担行為の調書の下段のとおり、向こう3カ年、3,337万8,000円を今年度設定しようとするものでございます。

教育総務課からは以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○鎌田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 同様に議案第69号のうち、生涯学習課が所管する塩竈市スポーツ施設整備事業（塩釜ガス体育館加圧給水ポンプユニット更新）についてご説明いたします。

恐れ入ります、資料番号3、補正予算、資料番号4、補正予算説明書、資料番号5、議案資料の3点をご用意いただきたいと思います。

まず、資料番号5、議案資料の41ページで事業内容をご説明いたします。

1の補正予算の概要ですが、館内全体に安定的に送水するポンプユニットが老朽化していますことから、更新するための補正予算を計上しようとするものでございます。

2の整備内容ですが、1階北側機械室にあります画像のポンプユニット、写真でございますポンプユニットを入れかえることで工期はおおむね2カ月を予定しております。

3の事業費及び財源内訳の前に、説明の都合上、4のスケジュールをご説明いたします。予算をお認めいただいた際は、年明け早々に発注手続に入り、3月の工事完了を目指してまいります。

戻りまして、3の事業費及び財源内訳につきましては、恐れ入ります、資料番号4の補正予算説明書でご説明いたします。

まず、歳出の19ページ、20ページをお開きください。

第10款教育費第5項保健体育費第1目保健体育総務費の右側の事業内訳、塩竈市スポーツ施設整備事業として施設設備工事560万円を15節の工事請負費に計上してございます。

財源となる歳入につきましては、同じ資料7ページ、8ページをお開きください。

第21款市債第1項市債第5目教育債第4節緊急防災・減災事業債といたしまして、歳出と同額の560万円を計上してございます。

なお、市債につきましては、恐れ入ります、資料番号3、補正予算の4ページでございます。

第3表地方債補正の1の変更の表の2段目でございます緊急防災・減災事業債の限度額を8,060万円から1億720万円と2,660万円を増額するうちの560万円がこの事業分となっております。

生涯学習課からの説明は以上です。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、財政課から議案第69号「平成30年度塩竈市一般会計補正予算」につきまして財政課所管分を説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.4の補正予算説明書の3ページ、4ページをお開きください。

ページの最上段でございます歳入、第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税でございますけれども、補正額はマイナスの4億6,807万6,000円でございます。4ページ側の説明欄でございますとおり、特別交付税がプラスの29万4,000円、震災復興特別交付税がマイナスの4億6,837万円でありまして、この震災復興特別交付税が減額補正の主な要因となっております。これは平成30年度の決算整理に向けた歳出事業費の減に伴う減額補正でありますほか、平成29年度決算におけます震災復興特別交付税の精算分の減額補正であります。

恐れ入ります、次のページの5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。

ページ下段の第19款繰入金第1項繰入金第1目繰越金でございますけれども、3億9,200万円の増額補正となっております。これは、先ほど決算特別委員会で承認をいただきました平成29年度決算におけます実質収支7億8,400万円の2分の1に当たります前年度繰越金でございます。今回の補正予算の所要一般財源に対する充当財源として計上するものでございます。

あわせて、同じページの上段、第18款繰入金第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金ですが、補正額がマイナスの2億1,403万4,000円となっております。この財政調整基金につきましても、今回の補正予算の所要一般財源に対する財源として計上するものではありませんが、前段説明いたしました前年度繰越金の計上ですとか決算整理に伴います歳出の減などの影響により、所要一般財源分をのみ込んで減額補正となったものでございます。

続きまして、恐れ入りますが、資料No.3の塩竈市一般会計補正予算をご用意願います。ページが4ページでございます。

第2表債務負担行為補正ですが、追加としまして住民情報システム元号改正対応委託及び内部情報システム元号改正対応委託を計上しております。期間はともに平成30年度から平成31年度まで、限度額が住民情報システムが2,067万2,000円、内部情報システムが500万3,000円でございます。

たびたび恐れ入ります。次に、資料No.5の議案資料をご用意願います。資料No.5の26ページをお開きいただきたいと思います。

ただいまごらんいただきました債務負担行為、住民情報システム等の改元対応についての説明でございます。

1の概要であります。平成31年5月に予定されております元号改正に対応するため、本市の住民情報システム及び内部情報システムの改修を行おうとするものでございます。本市のシステム構成は、図にございますとおり大きく分けて2つであります。図に向かって左側が内部情報系で、文書管理ですとか財務会計など主に市役所内部の業務に関するシステム構成でございます。向かって右側が住民情報系、住民票関係ですとか税関係など市民の皆様と直接かかわる業務のシステム構成となっております。余談ではありますが、図のとおり2つのシステムは、セキュリティ上の対応として物理的に分けられているものでございます。

2の事業費及び財源内訳ですが、2つの債務負担行為の合計が2,567万5,000円で、限度額として設定するものでございます。実際の歳出予算は来年度の当初予算で計上する予定ですが、

システムの準備期間を鑑み、契約を年度内に進める必要があるため、今回、債務負担行為の設定をお諮りするものでございます。

3のスケジュールですが、今回、債務負担行為をお認めいただきますれば、来年1月の契約を締結し、システムの事前調査設計、環境設定等を行いまして、5月にシステム稼働を開始する予定でございます。

住民情報システム等の改元対応につきましては以上でございます。

次に、恐れ入りますが、同じ資料の22ページにお戻りいただければと思います。同じ資料No.5の22ページでございます。

平成30年度国の補正予算（第1号）を活用した補助事業についてであります。先ほど、この国の補正予算を活用した学校施設の空調整備事業については教育総務課から説明がございましたので、このページについては簡単な説明にとどめさせていただきます。

1の概要でございます。

(2)の予算額ですが、本市が国の補正予算を活用した事業費ベース、小中学校の空調整備事業の事業費となりまして、3億7,768万9,000円を計上するものでございます。

(3)の国の補正予算についてですが、①の概要の4行目、補正予算はというところですが、補正予算は平成30年10月15日に閣議決定され、11月7日に可決成立したものであります。国の補正予算額の規模は、次の②の表の合計欄9,356億円でありまして、エアコン整備に関しましては表の2の1、下から4行目になりますが、熱中症対策としてのエアコン設置822億円でございます。

2の予算計上事業については、先ほど教育総務課が説明した内容と同じでありますので省略いたします。

平成30年度国の補正予算（第1号）を活用した補助事業につきましては以上でございます。

最後に、議案第76号「工事請負契約の締結について」につきまして説明いたします。

まずは、資料No.2の塩竈市議会定例会議案の10ページをお開き願いたいと思います。

1の工事名ですが、30-復・交越の浦雨水ポンプ場流入渠築造工事であります。

2の工事概要につきましては、後ほど資料No.5で説明いたします。

3の契約方法は一般競争入札、4の契約金額は4億9,788万円、5の契約の相手方は仙台市若林区新寺四丁目9番40号、坪井工業株式会社東北支店であります。

それでは、工事の概要について説明いたします。

恐れ入ります、資料No.5の第4回市議会定例会議案資料46ページをお開き願います。資料No.5の46ページ、A3の折り込みのページでございます。

本定例会初日に建設部長からの工事概要の説明がございましたことから、ここではポイントを絞っての説明といたします。

本工事につきましては、越の浦地区の内水排除機能強化のため、越の浦雨水ポンプ場の流入部に当たります既存の水路について整備を行うものであります。

まず、ページの右下にございます工事概要をごらんください。

水路築造工が延長850.41メートル、これは水路法面防護工6,205平米、石積工216平米を行う内容となっております。また、流入渠工1カ所及び付帯工でございます。

ページの上段と中段に図がございますが、赤の表示部分が工事施工箇所、青い矢印が水の流れでございます。ページ左上のダブル踏切から中段右側の越の浦調整池までの区域を、ページのスペースの都合上、2本に分けて表示しているものでございます。

ページ左下の断面図をごらんください。

有効断面7.3メートルを確保する箇所として底版が2.8メートル、高さが1.5メートルであります。その右隣にはイメージ図を掲載してございます。また、ページ中段の図の左寄りのところですが、水路築造工の有効断面が7.3メートルから9メートルに変わる箇所がございます。ここが流入渠工の整備箇所となります。これは青葉ヶ丘側からの雨水を流入するため、下流側の有効断面が9メートルへと広がるものでございます。

このページの説明は以上でございます。

次の47ページにつきましては工事契約台帳でありますので、後ほどご参照いただければと思います。

財政課からの説明は以上でございます。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 それでは、私から何点か質疑させていただきます。

まず、教育費の中で、1つは空調整備、資料No.5の23ページに事業概要が記載されてございます。

ことしの夏の異常気象で愛知の小学校の児童が熱中症で死亡するという悲惨な事故があったわけで、全国的に空調設備の設置というものが各自治体の大きな課題になったということがあります。それは県内でも多くの自治体が来年度に向けて整備と、本市におきましても今回

の補正予算ということで計上されていまして、心から敬意を表するところであります。

ただ、1つ、下の小中学校の普通教室、それからその他の教室、特別教室だと思んですけども、この辺がまず整備されるんですかということの1つは確認と、それから、いわゆる電気代、国は800億円ですか、国家予算を計上して、そして交付するということですけども、設置後の空調稼働に伴う電気代、これはいかほどと推計しているのかということをもまず前段、お尋ねします。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

1点目のどの箇所ということだったんですけども、こちらは普通教室155室を整備させていただき形でした。あと、プラス41室といいますのは、例えば、保健室ですとかそういういわゆる管理諸室と言われているところを想定してございます。

それから、2点目のランニングコストの関係でございまして、こちらにつきましては、今後精査していくということで設計の中で検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 私、ことしの7月下旬に市内小学校を回った際に、いわゆる放課後児童クラブの教室にはそれぞれ1台ずつ、杉の入小学校が2台ですか、ついていまして、やっぱり受託しているNPOにしてもその辺、電気代に非常に神経を使っていたと。つまり、教育委員会に対してちょっと遠慮しながら操作していたということでもあります。ですから、せっかく機械を設置しても実際の稼働の中で、節電はいいんですけども、過度になっちゃうとやっぱり大変のかなと思いますので確認しました。

それで、1つの提案なんですけれども、現在、伊保石に太陽光発電の事業が進んでおりまして、来年の3月末には竣工する予定であります。当然、電力会社への売電ということになるわけでありまして、それから市内にあるわけですから、1つの地域貢献という意味において何らかの形でもってその辺の財源を振り向けることはできないのかということも提案します。つまり、当然、固定資産税が、規模等について私は把握していませんけれども、恐らく多額の固定資産税収入が予測されていますけれども、税務課としてはそういうことは把握されていますでしょうか。

○鎌田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 太陽光パネルでございますけれども、設置者によって変わってくるかと思えます。私、その内容を詳しくは聞いていないですけれども、もし市や県の公共団体が設置すれば当然かかりませんが、民間が設置すれば償却資産となろうかとは思いますが。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 これは地上に設置する工作物ですから、固定資産税の課税客体にはなるんじゃないですか。

○鎌田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 もちろん償却資産としての課税対象とはなります。ただ、設置者がいわゆる非課税であります市ですとか県ですとかとなれば当然かからないという形になります。民間の方が設置するのであればかかるようであります。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 法人ですから、まだ1月1日現在での課税なのかなと思えますのでありますけれども、いずれにしましても、せつかくのそういった施設ですし、やっぱり市内にそういった施設があるのであれば、それを効果として一定程度の税収があるわけで、特定財源として同じエネルギーであります空調設備の電気代料金に充てても、私はいいのかなということで提案しました。いずれにしましても、具体的な設計が決まりましたら精査をよろしくお願ひしたいと思えます。

2点目、学校給食、債務負担を今回、設定するわけですが、平成24年ですか、民間の有識者を交えての学校給食の運営プラン研究協議会、それから平成22年には学校給食のあり方懇話会でも一定程度提言を受けまして、いわゆる自校方式のすぐれたところをうまく取り入れたセンター方式ということを確認に打ち出しているわけですが、今回、行財政改革、それからアウトソーシング計画ということを1つの民間委託の根拠としていますけれども、その前段の懇話会の提言あるいは協議会の意見についても、どのように、今後生かしていく予定ですか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

委員おっしゃるように、平成25年度に策定しました塩竈市学校給食運営プランにおきましては、そういったセンター化の方針を打ち出しているところでございますが、現在、さまざま

な課題がございますので、そちらを解決しながらセンター化方式を目指すこととしてございますので、今回、委託を進めるに当たりましては、あくまでも経過措置としまして委託をさせていただくというような状況でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 そうしますと、センター化についてはあくまでも教育委員会の最終目標として変わりはないと。ただ、過程の中で民間委託するという理解でよろしいんですか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 現在のところはそういった状況でございます。委員おっしゃるとおりです。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 これは報告書によりますと、平成24年当時ですと13億円の事業費が算定されておりますけれども、さきにこれまで示されておりますように公共施設再配置計画等々における基本的な考え方とすれば、基本的には新たな施設はつくらないというかつくれない状況にあるということの中で、このセンター方式は今後も目標として掲げるということによろしいんですか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 13億円というようにございましたが、若干、現在はもう少し価格が動いているような状況ではございますけれども、いずれにいたしましても、さまざまな手法を検討しながら課題解決に向けていきたいと存じます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 これまでの教育委員会の答弁を聞いていますと、職員がいないから民間に委託するんだということですが、職員がいないからではなくて、行財政改革やアウトソーシングを進める中で職員定数の削減ということも前提になるわけで、だから民間に委託するんだということになるわけです。職員がいないから民間に委託するんじゃないから民間委託をせざるを得ないんだということになるろうかと思えます。

それで、今、第一中学校、玉川中学校、第二中学校ですか、それぞれ委託されているようですけれども、委託の契約書の表題は何ですか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それぞれ学校名がついておりまして、例えば、玉中とした場合、玉川中学校学校給食調理業務委託でございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 業務委託契約ということですね。その中では、当然、ここに説明ありますように栄養士さんによる栄養の管理とか、それからあと食材の供給とかということをやりますけれども、直接的な雇用関係にはないので、その辺の打ち合わせというか指示命令系統はどのようにするのでしょうか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

委員おっしゃるように、法令の定めるところによりまして個々の民間業者に直接、間接に指示することはできませんとなつてございますので、あくまでも学校栄養士の場合、業務責任者との間で打ち合わせや調整を行うという形で仕様書にうたつてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 その辺、コンプライアンスには十分留意されて運営されていただきたいと考えます。

それで、具体的にお聞きしますけれども、予定されている企業というのは市内にあるのでしょうか。それは二市三町圏域内にあるのでしょうか。それとも、その辺、例えば、仙台なんのでしょうか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 業者につきましては、大量調理の業務を請け負う業者という形になりますので、今後、入札という形になろうかと思っておりますけれども、そういった中では仙台を中心に二市三町の業者も入ってくるものと考えられるところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 仙台ということですが、その際の雇用される、実際作業される方々の雇用はどちらから雇用されるんですか。それはこれも民間企業お任せですか。それとも、極力市内から雇用を確保されるにするというような条件をつけるのでしょうか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 まだ、そちらも具体的にはなつてございませんけ

れども、やはり地元の方でご希望のある方を中心をお願いするような形になろうかとは考えてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 それから、同じく食材についても、これは栄養士さんがいろいろ献立つくる中で地元からという、そういう基本的な考え方は変わらないですね、委託したとしても。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 おっしゃるとおり、変わることはございません。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 それで、新聞報道などで、児童・生徒の栄養価の摂取率が文部科学省の基準に達していないと、宮城県。県内各地の自治体の基準値の評価点も基準に達していないということですけれども、塩竈の場合、その辺の数値は文部科学省の基準に達していますか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 年間を通してやはりばらつきのあるというところは、数値上はまとめてございますけれども、なるべく国の基準に近づけるように日々、給食を提供しているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 やはり成長過程にある児童・生徒のことでありますので、食も1つの大事な要素でありますので、基準に達するように。それが民間企業に行った場合、つまり委託した場合にその辺のところも基準、民間企業は今でも利益追求でありますから、もうけがなければそれはやらないわけですから、その辺のところでは食材なり、あるいは給食提供で単価が上がりながらも摂取基準に達しないということの心配はないでしょうか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 直営とか委託にかかわらず栄養価にかかわることですので、献立作成は当然学校の栄養士が行いますので、国の示す基準を満たすようにもちろん目指してまいりたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 恐らく現状では摂取基準に達しないわけですから、当然、それは単価が上がるということになろうかと思っておりますけれども、その際、父兄の負担というものが新たに出る懸念は

ありませんか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 給食の単価につきましては、具体的には学校給食運営連絡会というところでの協議の上、決定されてまいります。その中では、各学校長ですとかPTAの会長さん方、役員方、それから栄養士さんの方々という形で協議しながら、相互に理解、納得のいく上で、今後、価格が決定されるものと考えてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 いずれにしましても、教育行政の中でも食ということで大変重要なものであります。これはやはり既に教育委員会で示している基本的な計画の中でも食の重要性というのは言っているわけですから、確かに現在のウエートが主流を占めている市内の老朽化施設、30年、40年たっていてHACCP対応ということはなかなか難しい。じゃあ、新たに全部変えるかと、これははっきり言って物理的に不可能なわけですから、部分的に民間委託せざるを得ない、あるいは将来的にはセンター化ということも理解するものでありますけれども、この委託そのものについても、単に人がいないからではなくて、やはり塩竈市の教育行政が食の重要性というのを大事にしてやってきた、その歴史的な経過というものを十分尊重しながら企業にお願いするという形にしていなければならぬと考えます。

それから、済みません、前後して申しわけないんですけども、先ほどクーラーの関係でもう一つお尋ねしたいのは、今の校舎長寿命化を順次やっているようですけども、全国的に見ますと単に空調設備だけではなくて、一部、建物に高断熱材を入れてやれば空調のコストというものも低減できるということが実証されておまして、岩手県の紫波町のバレーですか、体育館、ここが高断熱化を図って、結局、クーラーを使わなくなっただけいいというような実例もあるんです。そのへんのところをどのようにお考えになっているのか。あわせてやったらいいんじゃないかという考えもあるんですけども、そういう金のかかることですからあれでしょうけれども、その辺、現状をお伺いいたします。それだけお尋ねします。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 委員おっしゃられるとおり、断熱というのが考え方として大変合理的な考え方ということで、市もその辺は存じているところでございます。教育委員会としましては、長寿命化等々の大規模改修にあわせまして、断熱材云々まではな

かなかいきませんけれども、なるべく、例えば、校舎の断熱を強化する工夫ですとか、それから熱を通さないような工夫ですとかをしていきながら、なるべくエアコンに頼らないような部分もあわせて考えてまいりたいと存じます。以上でございます。

○鎌田委員長 その他ございませんか。曾我委員。

○曾我委員 1つは第65号の塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除、これは復興ですから平成32年度までで終わるものだというので受けとめていいでしょうか。

○鎌田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 お答えいたします。

今回の塩竈市としての課税免除の延長につきましては平成32年度までとなっております。というのは、実はこれは国の補填というものがございまして、国の補填、現在、全額補填されているんですけれども、平成32年度以降、4分の3の補填になるという、確実な話じゃないんですけれども、方向性がございます。

それで、実は対象としましては復興特区内では平成33年度取得分までは国が何らかの補填をするという話にはなっておりますけれども、その補填内容がまだ見えない。うちとしては4分の3ではないかと考えているところなんでございますので、今回、1年だけ延長して様子を見るといったら変ですけれども、そのような延長とさせていただいているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 ちょっと東北地域の中小零細業者もなかなか思うように、いろいろ復興事業やっているんですけども、大変だという状況をいろいろ新聞でも言われていますし、消費もなかなかふえないと。平成32年度までの東日本大震災関連でこういう事業が終了になってくるという中で、やっぱり地域がどうなっていくのかと、これに加えて来年度から消費税の増税とか言われている中で、本当にどうなっていくのかということが心配されるので、今、お話しすると、平成32年度になったらぼんと切るのではなくて少し緩やかな方法がとられるのではないかと考えているということで、わかりました。そこで受けとめていきたいと思えます。

それで、続きまして、今、山本委員から言いました今度の一般会計補正予算についてお聞きしたいと思います。

1つは空調設備の関係なんですけど、この間の国会での共産党の本村議員が衆議院の総務委員会で、今回の国の補助金について臨時交付金で創設されたということを取り上げながら、実

際は1教室当たり150万円程度になっていると。先ほど、末永課長が言った22ページを見ましても、予算を見ると大体国費が3分の1ぐらいにしかなくなっていないということで、やっぱり少な過ぎるのではないかとということを取り上げまして、それとあわせて、これから出てくるメンテナンスや、あるいは光熱水費、ガスも含めて考えているようですが、こういった点で石田総務大臣が今後とも市町村とよく連携をとりながら追加して必要な分は見ていくと答えていますので、やっぱり今回の補正予算は通ったにしても、引き続きさまざまやっぱり地方にとっては一定の負担があるし、工事費もこれ以上膨らむんだと思いますけれども、ぜひ、その辺については考えがあれば引き続き努力していただきたいと思いますが、どう考えているのかお伺いします。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 学校空調設備につきましては、議場でもご答弁させていただきましたとおり、まずは文部科学省として、今回、新たに普通教室につきまして冷房設備対応臨時特例交付金というものをお認めいただきました。委員から国が3分の1というお話がありましたが、この地方債の部分につきましては、後で詳しくご説明するかと思いますが、100%地方債をお認めいただきまして、そのうち交付税対象がたしか6割ぐらいであります。ということでありますので、実質的な自治体負担というのがたしか26%ぐらい、約4分の1強ぐらいの負担で今回の場合はできるということではありますが、あくまでもこれは今年度に限った措置であります。来年度からということになりますと、原則論どおりになりまして国が3分の1、それから地方債につきましても補正予算ではありませんので60%とかそういった起債の充当になりますし、当然、交付税措置も圧縮されるということになりますので、ぜひ、我々としては引き続き今回のような措置をということは文部科学省にお願いさせていただいたところでありまして、議場でも申し上げましたとおり、文部科学省としてもできる限り学校の関係をよくしていきたいという思いは持っておられるようではありますが、予算をつける財務省から大変厳しいお話をいただいているということでございますので、あらゆる機会にこういったことについて声を上げていかなければと思っております。

なお、国におきましては、2次補正というようなことも今後対応を考えておられるようでもありますので、ぜひ、そういった中でも積み残しにどうやらなりそうでありますその他の教室等についても、引き続き鋭意努力をいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 よろしくお願ひいたします。

続きまして、学校給食調理業務の一部委託についてです。これは非常に総括質疑でも苦しい答弁をしているなという認識をしたわけですが、つまり安全な給食を提供するというところで頑張っていらっしゃるのに民間委託化だと。これは、とりもなおさず市が進めている行財政改革とアウトソーシングの方針があるから、今回のように一部委託化だということなんですよ。本来は、やっぱり安全な給食を提供するのに退職者が出れば本当は補充をすればいいわけです。そうすれば、安全な給食が提供できるわけで。今回の中で、平成30年度で第三中学校の学校給食に係る人件費はどのぐらいになっているんですか。今、2名でしたっけ、正規職員2名とパートさんは人件費に入らない物件費にするんだらうけれども、つまり第三中学校の学校給食をつくるのにどれだけの人件費に相当の部分がかかっているのかということです。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 委員ご指摘のとおり、第三中学校の場合、正職員2名という配置になっておりまして、それ以外は非常勤職員という形で時間で働いていただいている方々の賃金でという形になっております。具体的には、ちょっと今、それぞれの計算になってしまいますので、ちょっとここではお時間頂戴できればと思いますけれども。

○鎌田委員長 川村総務課長

○川村市民総務部次長兼総務課長 人件費の部分でございますので総務課で概要をお話しさせていただきます。

まず、技能労務職2人の配置ということでございますので、人件費の総額としましては、1人約700万円、これはさまざまな共済費、退職手当の負担金等々含めた中での700万円と平均的に想定されますので、2人であれば約1,400万円、それに非常勤等が配置された場合には、大体300万円ぐらいの経費がかかるということでございますので、3人のユニットということがあれば1,700万円ぐらいが人件費部分としてかかるものということで想定してございます。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 今回、債務負担行為で3年間分の予算を設定していきたいということで、今、精算しているわけですが、さっき山本委員も言いましたように、これを仙台の業者に委託して、わからないです、委託契約はこれからですから。そういったことが話されましたけれども、

つまりそんなことになっていく。また、本田課長はできるだけ市内の人に働いてもらっては言っているけれども、それだってわからないと。結局、こういうことが進めば、塩竈市内の業者になるかどうかわからない、塩竈市の税金が他の市外の業者にお金を払うようになる。こういうのだってわからないと。こういった一連のやり方が本当に塩竈市をよくするんだろうかと。むしろ、本当に塩竈市がよくなるためには、ちゃんと働く場所があつてそれが地域に循環するという形にすべきだと。だから、共産党はずっと一貫して、こういう無駄を省くのは必要ですよ、だけれども、やっぱり本来の循環型の、市が元気になる、まちが元気になるような方策でなければ、市は本当にますます疲弊するのではないかと。だから、行財政改革とかアウトソーシングというのは、私はどうも賛成できないという立場です。

あと、これまで繰り返して言ってきたのは、やっぱり学校あるいはPTA、それから市の職員である、そういう方々にちゃんと説明して意見をいただいていたのかと。ところが、これでは2月から保護者に説明だと。結局、この委員会で通ってしまったら、もう通りましたからご了承くださいと、ご理解くださいと終わっていくんじゃないかと、そういうやり方についても私はまだまだ問題があるなど。きちんとやっぱり先の方向も示して、もっと先から議論すべきではないかと思うんですが、その辺について何かあればお伺いしたいと思います。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 それでは、お答えいたします。

おっしゃるとおり、保護者の皆さんにこれからご説明させていただきたいと思っております。なるべく本当に双方に誤解の生じないように、今、山本委員も含めてご質問いただいたような内容でもっていろいろご質問なり、それから形態なりについては真摯にご説明させていただきたいと思っております。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 もうちょっと言いたいのは、公共施設再配置計画はもう終わるんだけど、本来、学校から学校給食室はもうがたがたで大変なんだと、ここを何とかしてほしいんだということがずっと出されてきたわけです。そういうことはやらないと、そういう施設にはやらないということになってくるのではないかと思うんですが、ほかの業者が来てやるにしても、そういった環境の中で本当に安全な給食をつくれるんですかということも聞きたいですが、三中はどうなっていますか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

こちら給食室については必要な修繕を長期の休みを利用して補修、それからあとは調理用具の新設ですとか補修ですとか、そういったところについてはもちろん手を加えているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それから、もう一つは、これも参議院の中で議論されたことでありますが、実は今、学校給食の無償化の取り組みが全国の自治体で取り組まれております。そういう、結局、文部科学省に行って調べたら、2017年度の調査では、82自治体が学校給食の無償化に乗り出している。今の学校給食法の中では、補助を出してはだめだとは言っていないんです。けれども、これまでの教育長答弁では現状のままでやらせていただきたいと。でも、国に対しては、やっぱり本来、教育というのは無償だから学校給食についても無償にすべきだという世論も上がっている中で、市はそういうこともそのまんまにし、微調整を図りながら民間委託をしていくと、こういうやり方については、やっぱり本当にすべきことにちゃんとお金をかけてやるべきだということを申し上げて終わりたいと思います。以上です。

○鎌田委員長 その他ございませんか。小野委員。

○小野委員 私からも何点か質問させていただきます。資料No.5の中からちょっとお聞きいたします。

第13節の学校施設の空調整備についてですけれども、国の補正予算成立等ございまして、速やかな予算編成を通していただきましてありがとうございます。それで、この件については国でも、我々公明党も積極的に取り組んできたことですし、また夏の熱中症対策については、もうお母さん方からも本当に何とか子供たちが集中できないので環境整備をとということで、私たちがそういった声を国にも働きかけてきたところでございます。

この部分でエアコン設置は全国的に集中するということですが、何とか夏に完成できるような努力をしていただきたいと思っておりますけれども、この点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

教育委員会といたしましても、お認めいただいた際には、なるべく早くそういった努力をさせていきたいと思っております。具体的には今後となりますけれども、本当になるべ

くその時期に合わせた努力をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 塩竈市の取り組みについては、今、本田次長から申し上げたとおりであります。ただ、今、全国的に心配の種になっておりますのが、これだけ一斉に各学校でエアコンを整備するということになりますと、資機材が間に合うのかという心配等もございます。

また、議場では申し上げましたが、熱源をどうするかという問題もあります。もちろん電気もあります。それから、プロパンもあります。都市ガスもあります。そういった熱源をどう活用していくか、また、先ほど山本委員からもご質問いただきましたが、地域資源をどう活用していくのか。あわせて、そういったことで経費の節減をどこまでできるのか。我々の立場でありますと、維持管理費が本当に心配であります。やっぱり初期投資額が若干高くても、これから先何十年とこの施設を使っていくわけでありますので、維持管理費がどれだけ抑えられるかということも選定の大きな対象になっていくわけであります。そういったこともさまざま検討させていただきながら、でき得る限り来年の夏に少しでも動き出すことができますように行政を挙げて努力いたしてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、1点なんです、総括質疑でもありましたけれども、まずは普通教室をということですけども、その他の教室ということで、塩竈市では保健室ですか、設置されているところもありますけれども、多分、何カ所か残っていると思うんですが、その保健室については子供さんたちが体調不良なんかのときの対応のために、何とか設置していただきたいと考えていたんですが、この点をどうお考えでしょうか。

○鎌田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

今後は、やはり国の動き等々を勘案しながらできるだけ努めていきたいと考えてございます。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。こういったところもちよつと考えていただきながら、何とかあと夏に間に合わない云々のこともありますけれども、そういった中で工夫とか熱中症対策も進め

ていただきながら、来年の夏に向けてエアコン、空調設備の関係を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、次ですけれども、26ページの住民情報システムの改元対応ということでもありますけれども、スムーズに移行できるようにしていただきたい点と、また、この点で市民の方々に対しての影響なんかが起きるとすればどういったことを考えられているのか、この点ちょっとお聞きしたいんですが。影響はないんでしょうか。

○鎌田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 お答えいたします。

住民情報システム等の改元対応についてでございます。もちろん、このスケジュールに乗りましてスムーズに対応していきたいと思ひます。5月、新元号に切りかわるのが国全体として予定されておりますので、それに間に合うようにきちんとやりたいと思ひます。

市民の方々に対する影響でございます。図の右側の住民情報系が直接的に税関係ですとか住民票関係でのシステム対応ということになりますので、こちらでもし何かシステム等にふぐあいが生じますと、もちろんそういった意味での影響というのはございます。これがないようにきちんと対応していきたいと考えております。以上でございます。

○鎌田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。そういう想定もされているんだとは思ひますけれども、今後テストとかそういったシステムの点検とか動きとかもやっていくと思うんですが、その点も十分に注意しながら進めるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、40ページの学校給食調理業務の委託ということでもありますけれども、協議会でもいろいろ聞かれたので、1点だけ。センター方式化を目指すのは変わらないみたいですが、その過程の中でこの業務委託をしていくということですが、以前、センター方式、センター設置という目標設定をした記憶があるんですが、この業務委託もいいんですが、最終的にどのように業務委託等を進められていくのか、その点というのはお答えできますでしょうか。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 センター方式については、これは市長の責任であるかと思ひますので私からお答えさせていただきます。

東日本大震災発災前につきましては、起債の償還のピークがたしか平成28年、平成29年以来

でありました。その時期を越えればセンター方式の建設に所要財源を充当できるのではないのかということをご説明させていただいております。ただ、東日本大震災発災によって、人的にも財源的にも大変厳しい環境でございますので、一定程度、そういったものが落ちついた後にとということで、今、内部では整理させていただいております。具体的に何年となかなか申し上げにくいところではありますが、少なくとも復興期間が平成32年度まででありますので、その先にとということで今検討させていただいているところでございます。大変申しわけなく思っています。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 以上ですか。曾我委員。

○曾我委員 越の浦の排水等の関係で、議場でもいろいろ聞いていたんですが、昔、この地域は湿地帯で、そういう中でなかなか海に流れていかないという地域だったと。では、今回のポンプ場やこういった水路を整備することによって1時間当たり44.5ミリの排水になるというんですが、よくダブル踏切のところとか二中の下側の道路、脇の道路というんですか、水路脇の道路なんかよく冠水するんですが、これらはこの工事できちんとそういった冠水とかは起こらないということで考えていいのかどうかということです。

○鎌田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 基本的には、対象雨量44.5ミリですか、約10年に1回の大雨とご理解いただいて差し支えないかと思いますが、例えば、それを大きく超えるような、今回の岡山のような雨が降ったときに全く冠水しないかという、これはうそになると思います。当然、一定程度あふれるかと思いますが。ただし、ポンプとか水路を整備することによりまして、冠水の時間帯の縮減でありますとかそういったことは当然できますのでご理解いただきたいと思いますが、あくまでも雨の量によりましてはそういったことも発生することもあり得るということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 それから、先ほど水路の深さとか、あと幅も海側に近づくによって9メートルの幅で広げていくということなんですが、両面がよく、護岸工事もそうですが、何かあった場合の管理用地とか設けると思うんですが、管理用地とあわせて、オープン式ですから7.3メートルから9メートル幅のところ、安全柵というか柵みたいな、落ちたりしないようなそういったこともこの中には組み込まれているのかどうか。予算、どうなんですか。

○鎌田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えいたします。

今回、提案させていただいた工事の中には、かっぱ橋と消防団の間の部分の柵については計上しておりますが、下流側につきましては私有地の擁壁とかあるもので、ちょっと今のところ計上しておりません。ただ、今後、工事を進めていく中で危険な箇所等あれば、そのような措置をとらせていただきたいと思います。以上になります。

○鎌田委員長 曾我委員。

○曾我委員 わかりました。結構な長さでもありますし、安全対策を講じられるようお願いして終わりたいと思います。以上です。

○鎌田委員長 その他ございますか。（「なし」の声あり）

では、暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午前11時40分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて、討論を行います。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

採決は分割で行います。

まず、議案第65号、第67号、第76号について採決いたします。

議案第65号、第67号、第76号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手全員であります。よって、議案第65号、第67号、第76号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について採決いたします。

議案第69号については、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鎌田委員長 挙手多数であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時42分 休憩

午前11時44分 再開

○鎌田委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についてを議題といたします。

去る平成30年11月21日に開催いたしました本委員会におきまして、委員より市と市長の親族が役員を務める会社との契約行為について質疑がありましたことについて、改めて当局より答弁を求めます。小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 去る11月21日に開催いただきました総務教育常任委員会におきまして、佐藤市長の実母が市発注業務の請負をしている法人の役員をしているという件が取り上げられましたが、このことにつきまして、改めて内容及び法的な見解についてのご説明を申し上げたいと思います。

まず、結論から申し上げさせていただきますが、これに関しましては法的に問題はないものでございます。地方自治法の第142条におきましては、長の兼業禁止が規定されておりますけれども、これはあくまでも長本人が請負をする内容である場合、あるいは請負する法人の役員等を兼業してはならないというものでございます。実際のところは、前回でも木村産業環境部次長がお話ししたとおり、佐藤市長の実母におきましては、協業組合塩釜清掃センターの設立時、これは昭和61年3月26日に県の認可を受けたものでございますけれども、そちらのセンターに全出資口数1,000口のうち4分の1の250口を出資し、同時に監事に就任しておりました。その後、平成18年度末まで同じ状況にございましたけれども、平成18年度末の理事会及びその後の臨時総会において出資者の立場並びに監事の職を辞しているところでございます。これが仮に市長の実母ではなくて市長本人ということであれば地方自治法に抵触することになりますけれども、これは本人でございませぬので、冒頭申し上げましたように法的な問題はないというものでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 これより質疑を行います。委員各位のご発言をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 これは今、市民総務部長から答弁があったわけですが、直接的な解釈からす

ればそうだと思いますけれども、まず判例等はないのか。つまり、私の記憶では、間接的に支配関係、影響力を行使し得る立場にある場合については兼職禁止に抵触するおそれがあるという解釈も一方では成り立つのかなど。確かに、ご本人は役員ではないわけですから、そういうのは、当然でしょうけれども。ただ、親族ということとなると、それはちょっと間接的な影響力、対外的な影響力ということからすれば、そういった疑念も必ずしも100%払拭できるものではないと考えますので。

なお、判例等について提出していただければと思います。あればです。なければいいですけども。

○鎌田委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 例えば、判例ということではなくて地方自治法の逐条解説に同様の類似の記載がございました。これをご紹介させていただきますと、これにつきましては実は地方自治法の第92条の2で同じく議会の議員の兼職禁止ということがございます。こちら側と同じですよということでの書き方だったので、議会の議員の配偶者あるいは子弟が請負をするということも本条に該当しないと思われまして。ただ、実際において議員が、この場合は首長がそれでは配偶者や子弟の請負について実質的な支配を及ぼし、全く配偶者や子弟の請負は名目のみで実質はその議員あるいは首長が請け負っているのと何ら異なるような場合もあり得るのであって、このような事態もやはり本条の規定の趣旨から極力避けなければならないものであるとはなっておりますので、確かに道義的、あるいはそういった疑わしきはなるべくやらないほうがいいですよということにも、なるべくそういったことから遠ざかることには間違いはないと思いますけれども、こういったことは記載しておりますけれども、法的なところでの問題があるのか、ないのかとなりますと、これは問題ないだろうということでは理解しているところでございます。以上でございます。

○鎌田委員長 山本委員。

○山本委員 だから、そういう解釈をきちんと本会議場の中で答弁してくればよろしいんです、感情論じゃなくて。そういう答弁してください。じゃあ、終わります。

○鎌田委員長 ほかにはございますか。曾我委員。

○曾我委員 一言、私もそう思います。やっぱり議場でああいうことが言われた場合に、市民が見ているわけだから、やっぱりきちんと、こういうことでございますと答弁すればそれで済んだんです。やっぱり私は市長に一連のことでやっぱり震災の当時で大変だと、混乱の中で

というのはわかる。だけれども、やっぱりほかの市町村のやり方からいろいろなことを見てくれば、それはそれでこういう混乱を起こしたと、建設業者の方々の分断も起こしてしまったと、あるいは今度の清掃問題でもこういった疑念を持たれたと、やっぱり自分にそういったことに誤解を与えるようなことをしてしまったということをきちんとやっぱり議場で言わない限りはおかしなことではないかと。市民が問題だったり業者が問題だったりするわけではないのだから、やっぱりきちんと襟を正してやっていくということを言ってもらいたいと私は思っているんです。でないと、また何だかんだと、もう疲れます、本当。当局側もご苦労さまですが、よろしく願います、その辺、願います。

○鎌田委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 実は、前回、決算に係る反対討論の中でのことだったので、当局側としてもちょっと答える機会もなかったということはございます。いずれそういった機会もございましたら、明確に答えてまいりたいと思いますのでよろしく願います。

○鎌田委員長 ほかほかございませんか。（「なし」の声あり）

では、お諮りいたします。

調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についての本日の質疑はこれまでとすることでご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

では、暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午前11時54分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次回の総務教育常任委員会の開催についてお諮りいたします。

次回の総務教育常任委員会については、調査事件「契約並びに市有財産、公共用地の取得・処分及び管理について」のうち、契約事務についてを議題として、関係部課長に出席要求し、開催日時については正副委員長に一任することでご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員各位に申し上げます。資料要求がありましたらご発言をお願いいたします。山本委員。

○山本委員 清掃工場の施設運転管理及び残灰運搬等業務委託についてずっとやっておりますが、その理由について、改めて説明いただくためにフロー図で簡単に流れを示していただく資料をご準備いただきたいということでもあります。

○鎌田委員長 ほかにご発言はございませんか。（「なし」の声あり）

ただいま資料要求がありました、当局において内容の確認をお願いいたします。小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 資料の内容をちょっと改めまして確認させていただきたいと思います。今、ご発言ございました清掃工場施設運転管理・残灰運搬等業務委託及び廃棄物処理場施設管理業務委託につきまして、随契を含む契約の流れがわかるフロー図の資料ということでございましたので、そのフロー図がさらにわかるような資料ということでご用意させていただきたいと思います。

○鎌田委員長 お諮りいたします。

資料については、ただいま市当局から回答にありました内容で要求することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鎌田委員長 ご異議なしと認め、さよう取り扱うことに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 56 分 休憩

午前 11 時 57 分 再開

○鎌田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、これまでの調査を踏まえ、委員会としての論点整理を行ってまいりますので、委員各位の発言をお願いいたします。

その前に、ちょっとこれ、事務局から説明を簡単にしてもらおうと話が早いです。お願いします。

○片山事務局議事調査係主事 資料のご説明ということでありましたけれども、総務教育常任委員会所管事務調査のこれまでのまとめということで3枚物の資料を作成しております。

これまで4回ほど委員会を開催しました中で、各委員が質疑されて、それに対して答弁があったものとして1、調査（質疑）でわかったことということで、会議録から拾わせていただきましてまとめております。

3ページ目に、委員会の意見ということで、こちらは委員の意見として発言されたものを会議録から抜粋したものとなっておりますので、詳細については後でご参照いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○鎌田委員長 ということです。じゃあ、各位の発言をお願いいたします。（「この内容でいいと思います」の声あり）

じゃあ、この中で特別確認する事項はない。（「なし」の声あり）

ちょっと今までやってきてわからなかったというか、あれなのがやっぱり環境課のあれ、説明が長くて。今回の資料要求で出されたやつで説明を受ければわかりやすいのかなと思うところなんです。

その論議を1月の末にさせていただいて、そのとき、皆さんの意見が出たのであればそれも含めて委員長報告に盛り込んでいくと。

その後、やはり1月の末ですから、2月定例会も10日ぐらい、もうすぐでしたっけ、始まるのが。20日でしたっけ。ですから、それに向けて委員長報告をつくらとなります。

じゃあ、そんな形でいいですか。（「なし」の声あり）

じゃあ、どうもお疲れさまでした。

以上で本日の会議は終了いたします。

午後0時00分 閉会

塩竈市議会委員会条例第29条第1項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 鎌田 礼二